



主契約

「がん保険」の

保障を強化する「特約」のご案内

ケガの特約

スポーツでのケガなど、

身近なケガの通院保障

●相談・照会・苦情について●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳しくは「注意喚起情報」をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無料

0120-5555-95

受付
時間

月曜日～金曜日
9:00～18:00
土曜日
9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

- ・本冊子に記載の保険料および保障内容などは2024年4月1日現在のものです。
- ・本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>(アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

アフラックの大切なこと、あなたに伝えたい!
しっかりお知らせ宣言

お客様に特に知ってほしいこと、理解してほしいことを
しっかりお伝えするために、**!**マークを付けました。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

ケガの保障

対応する
商品・特約

ケガの特約

このパンフレットではご案内しておりません

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

介護や障がいの保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

ご契約の際には、この「パンフレット」「契約概要」とあわせて、「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「がん保険」にプラス!

ケガの特約

身近なケガの通院が心配な方に。
ケガによる通院(入院の有無を問いません)などを保障します。

保障内容 このような保障があります。
 保障が始まる日以後に「発生した不慮の事故によるケガ」「発病した感染症」の保障となります。

! [支払事由]このようとき、給付金・保険金などをお受けいただけます。
 支払事由の詳細は「ご契約のしおり・約款」「契約概要」、4ページ「Q&A(Q3)」をご確認ください。

| 通院給付金日額3,000円／保険期間：1年 ^(*) | このようときお支払いします | お支払いの限度 | ご確認ください |
|--------------------------------------|------------------------|---|--|
| ケガで通院したとき 災害通院給付金 | 1日につき 3,000円 | 同一の事故につき 最高30日まで、 すべての保険期間を通じ 通算180日まで | ①平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院を除きます。 ②治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院はお支払いの対象になりません。 ③主契約「がん保険」の入院給付金が支払われる日については、災害通院給付金はお支払いしません。 |
| 骨折・関節脱臼・腱の断裂をしたとき 特定損傷給付金 | 一時金として 5万円 | 同一の事故によるお支払いは1回のみ、 すべての保険期間を通じ 通算10回まで | 骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払いの対象になりません。 |
| ケガで死亡したとき 災害死亡保険金 | 1,000万円 | 不慮の事故によるケガを直接の原因として 事故の日から180日以内に死亡したとき、 または所定の感染症を直接の原因として死亡したとき | [本人型]・[配偶者型]のみ対象となります。 [子型]の保障はありません。 |

最長70歳まで継続できます。

(*)初年度の保険期間は、特約の契約日から主契約「がん保険」の年単位の契約応当日の前日までとなります。
! ご職業によっては、他の契約者との公平を保つため、ご契約をお断りする場合があります。詳細は下記「ご契約をお引受けできないご職業について」をご確認ください。

ご契約をお引受けできないご職業について

<ケガの特約>をお引受けできるのは、下表の「職業・職種分類A、B」に該当しない職業(職業・職種1級)です。ご職業によっては、他の契約者との公平を保つため、ご契約をお断りする場合があります。ご契約(特約の継続)後、「職業・職種分類A」に該当する職業(職業・職種2級)に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日にこの特約を継続することができます。ただし、継続日以後、この特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高い保険料となります。また、ご契約(特約の継続)後、下表の「職業・職種分類B」に該当する職業に変更された場合、保険期間満了の日をもってこの特約は終了します。(「ケガの特約」を継続することはできません。)

| 職業・職種分類A(職業・職種2級) |
|--|
| 無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く)、林業(山林現場作業者のみ)、漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者)、炭坑作業従事者、土木建築業(大工、左官、鷹職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事)、高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など)、産業廃棄物取扱者、潜水作業、サルベージ、造船作業、外線電工・架線員、トラック運転手、タクシー・ハイヤー運転手、自動二輪配達員、ヘリコプター搭乗員、港湾荷役作業、沖仲士、警備員、ガードマン、自衛隊航空機搭乗員 その他これらに類する職業 |

| 職業・職種分類B |
|--|
| 爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)、競馬・競輪・競艇選手、相撲力士、プロレスラー、プロボクサー、空手家、登山家、カーレーサー、オートレーサー、テストドライバー、テストパイロット、サーカス団員、スタントマン、猛獣取扱者 その他これらに類する職業 |

月払保険料《保険料払込期間:保険期間と同一》

※2024年4月1日現在の保険料率となります。

契約年齢に関係なく、保険料は一律です。

| 契約年齢 満3歳～満68歳まで [本人型] | [本人型]・[配偶者型] | | [子型] |
|-----------------------------|--------------|------|-------------|
| | 男性 | 女性 | お子さま |
| 個別取扱契約 (口座振替料率) | 870円 | 640円 | 人数に関係なく990円 |
| 団体(集団)取扱契約 | 850円 | 620円 | 人数に関係なく980円 |

- [配偶者型]は満18歳からのご契約となります。
- 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算します。
- 団体(集団)取扱契約の場合
 - ・20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。
 - ・退職(脱退)されても、契約をご継続いただけます。(保険料は個別料率に変わります。)

! 「ご契約のパターン」

| 主契約「がん保険」の保障 | ご契約できる<ケガの特約> |
|---|---------------|
| 個人契約(ご本人コース) → [本人型] | |
| 個人契約+子供特約(ご本人コース+子供特約) → [本人型][子型] | |
| 家族契約(ご家族コース) → [本人型][配偶者型] <small>*ご夫婦のみの場合</small> | |
| 家族契約(ご家族コース) → [本人型][配偶者型][子型] <small>*ご夫婦+お子さまの場合</small> | |

*ご希望の型のみでもご契約できます。

- 主契約「がん保険」の被保険者の範囲内で、保障の必要な方を選んでご契約できます。
- [本人型]の被保険者は「がん保険」の主たる(第1)被保険者、[配偶者型]の被保険者は「がん保険」の主たる(第1)被保険者の配偶者、[子型]の被保険者は「がん保険」の主たる(第1)被保険者の子(生後15日以上満23歳未満)となります。[子型]の場合、ご契約後に生まれたお子さまも保障の対象となります。
- 「配偶者」「子」とは、主たる(第1)被保険者と同一戸籍上の「配偶者」「子」であることが必要です。
- <ケガの特約>の上記のお子さまについては、①満23歳になったとき、②主たる(第1)被保険者と同一戸籍でなくなったとき、のいずれかの事由に該当した場合に、保障対象外となります。また、<ケガの特約>の上記の配偶者については、上記②の事由に該当した場合に、保障対象外となります。
- [子型]については、すべてのお子さまが上記①または②の事由に該当した場合、また、[配偶者型]については、上記②の事由に該当した場合に、[子型][配偶者型]それぞれの解約手続きが必要となりますので、ご注意ください。



契約概要 ～ご契約に関する重要事項～

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本「パンフレット」「契約概要」を大切に保管してください。

1 <ケガの特約>の保障内容について

●1～2ページの保障内容をご確認ください。

2 商品名称・しくみ・保険期間・契約年齢などについて

| 販売名称 | 正式名称 | 保険期間 | 保険料払込期間 | 契約年齢 | |
|-------|-----------------|------------|---|------------|------------------------------------|
| ケガの特約 | [本人型] [配偶者型] | 傷害特約[がん保険] | 1年 (初年度は特約の契約日から主契約の年単位の契約応当日前日まで) | 保険期間と同一 | [本人型] 満3歳～満68歳 [配偶者型] 満18歳～満68歳 |
| | [子型] | 傷害特約[がん保険] | 1年*1 (初年度は特約の契約日から主契約の年単位の契約応当日前日まで) | 保険期間と同一 *2 | 生後15日以上 満23歳未満 |

*1 [子型]の保障は、この特約の保険期間の途中であっても、最長で満23歳の誕生日の前日までとなります。

*2 すべてのお子さまが保障の対象外となりましたら、[子型]の解約手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- <ケガの特約>は主契約「がん保険」に付加できます。(一部付加できない「がん保険」もあります。)この特約以外にも「がん保険」に付加できる特約があります。詳細は当社または募集代理店までお問い合わせください。
- <ケガの特約>のみをご契約いただくことはできません。
- 契約者に対する貸付制度はありません。
- 特約の継続について
 - ・当社が承諾した場合に限り最長70歳までご継続いただけます。ただし、1～2ページにある「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたときには、特約の継続をお取扱いいたしません。
 - ・継続後の保険期間は1年です。
 - ・継続後の保険料は、継続日(主契約の年単位の契約応当日)現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
 - ・継続後の給付金額は、継続前の給付金額と同一となります。
 - ・給付金のお支払い限度は継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。
 - ・継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。
 - ・特約の継続を希望しない場合には、特約の保険期間満了日の2か月前までにお申し出ください。
- [本人型][配偶者型]の被保険者が、申込書などにより当社に通知している職業を変更した場合(退職したとき、および職業に就いていない被保険者が、新たな職業に就いたときを含みます)には、当社に遅滞なく通知してください。なお、職業を変更した後に最初に到来する継続日(主契約の年単位の契約応当日)の前日までに通知されなかった場合には、継続後の保障について、つぎのようにお取扱いいたします。
 - ・被保険者が1～2ページの「職業・職種分類A」の職業に変更していた場合には、継続後の保険期間中に発生した支払事由にもとづいて給付金などをお支払いするときに、給付金などのお支払額を当社の定める方法で一部削減します。
 - ・被保険者が1～2ページの「職業・職種分類B」の職業に変更していた場合には、継続後の保険期間中に発生した支払事由にもとづいて給付金などをお支払いするときに、給付金などのお支払額を9割削減します。

3 保障の開始について

- 主契約「がん保険」の月単位(半年払・年払はそれぞれ半年・年単位)の契約応当日が<ケガの特約>の契約日となります。
- 第1回特約保険料のお払込みが完了した時と、特約の契約日のいずれか早い時から保障が始まります。
- 給付金・保険金などの支払事由については1～2ページの保障内容をご確認ください。また、さらに詳細な内容については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4 ご契約のお引受けについて

- 契約者と[本人型]の被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。(法人契約は除く。)
- お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。申込書(告知書)にご職業を正しくご記入ください。ただし、ご職業によってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- この特約の被保険者の範囲については、2ページの「ご契約のパターン」をご確認ください。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- ご契約の限度については、4ページ「Q&A(Q2)」をご確認ください。

5 給付金・保険金などをお支払いできない場合について

- 告知していただいたご職業などが事実と違っていた場合は、給付金・保険金などをお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- 免責事由*3に該当した場合など、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。
 - *3 たとえば、故意または重大な過失による場合、酒気帯び運転や無資格運転中の事故を原因とする場合、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの、スカイダイビングなど当社の定める特定の運動による場合などは免責事由に該当します。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 「給付金・保険金などをお支払いできない場合」の詳細については、4ページ「Q&A(Q3)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 災害死亡保険金は[本人型][配偶者型]のみお支払いの対象となります。[子型]は対象となりません。

6 保険料について

- 保険料については、2ページの保険料表をご確認ください。
- 主契約「がん保険」と同一のお支払い方法で、特約保険料をプラスしてお払込みいただけます。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、主契約「がん保険」が失効したときは、この特約も同時に失効します。なお、この特約を復活することはできませんので、ご注意ください。(主契約「がん保険」の復活後、新たに<ケガの特約>を中途付加する必要があります。)
- この特約は当社所定の事由に該当した場合、保険料のお払込みが免除になる場合があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 特約の保険料のお払込みが免除されているときは特約の継続をお取扱いいたしません。

7 解約払戻金・配当金について

- この特約には、解約払戻金・配当金はありません。

ご契約に際しては「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【記載事項の例】 ●お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度) ●告知義務について など

満3歳～満14歳の方には災害死亡保険金なしタイプの<ケガの特約>がございます。詳細は当社または募集代理店にご確認ください。

お申込みの前にご確認ください。(詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

Q1 もしものとき、どうすればいいの?

A 当社または募集代理店へご連絡ください。

給付金・保険金などをお受取りになる事由が発生した場合には、当社または募集代理店へご連絡ください。速やかにお受取りに必要な書類をお送りいたします。

※契約者と被保険者が同一人で、災害死亡保険金の受取人が相続人の場合、災害死亡保険金は相続税法上一定の範囲内で非課税扱を受けられることがあります。

◎詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q2 給付金はいくらまで契約できるの?

A ご契約の限度について

被保険者お1人につき、<ケガの保険><ケガの特約>〔医療保険〕の<ケガの特約>を含む)の災害通院給付金を通算して日額3,000円(1契約)のみご契約いただけます。(現在<ケガの保険>はお取扱いしておりません。)

上記基準にかかわらず、被保険者が満15歳未満の場合は、当社および他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)を通算して1,000万円以下のご契約となります。

◎その他、当社の基準により限度額を定めています。詳細はお問い合わせください。

Q3 給付金・保険金などをもらえない場合があるの?

A 給付金・保険金などをお支払いできない場合について

- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合。
 - ※ご契約(特約の継続)後、この特約の被保険者のご職業が1～2ページの「職業・職種分類A」「職業・職種分類B」の職業に変更された場合、当社への通知が必要となります。「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたことが当社に通知されず継続された場合には、継続後の給付金などのお支払額を9割削減します。
- 保障が始まる日より前に「発生した不慮の事故によるケガ」を原因とした通院をした場合など。
- 治療以外の目的での通院や、通院の必要がない場合など。
- ◎その他、給付金・保険金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

<指定代理請求特約>について

<指定代理請求特約>とは、被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できる特約です。

契約時に指定代理請求人を指定しなかった場合、後から指定することもできます。また、指定代理請求人は変更することができます。

◎詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約に<指定代理請求特約>が付加されていない場合、無料で付加できます。(保険料のお払込みは不要です。)その場合、別途、手続きが必要となります。

◎詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

注意喚起情報

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様方が内容をご確認のうえ、お申込みください。

1. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

●契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」がともに完了した日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、申し込まれたご契約の撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ▶ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合
※ハガキなどの書面に下記(の記入項目)を漏れなく記載してください。
書式は自由です。

〈記入項目〉

- ①記入日
 - ②撤回等の理由および撤回等をした意思
 - ③契約者の自署・フリガナ
 - ④契約者の生年月日
 - ⑤契約者の住所・電話番号
 - ⑥被保険者名
 - ⑦特約種類
 - ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

- つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。
 - ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

3. 告知義務について

- ご契約者や被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態、職業など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- 申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していたことにはなりません。

- 当社では、お客様の健康状態、ご職業などに応じてご契約の引受対応を行っています。ご契約をお断りすることもあります。保障の一部を制限するなどの条件をつけてお引受けできることもありますし、傷病によっては条件をつけずにお引受けできることもあります。

- 当社の社員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金・年金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。

- 当社が告知書でおたずねすることがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。所定の期間を経過していても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

※上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

4. 保険証券などについて

●ご契約をお受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。

- 「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

5. 保障の開始(責任開始)について

- 当社が、ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。特約中途付加については、ご契約を当社がお引受けることを承諾した場合「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い時」を責任開始期(日)とし、その時から保障を開始します。ただし、保険種類や特約の内容などによりましては、「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い日」または「特約の契約日」から3か月を経過した日の翌日から保障を開始する場合があります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

- 当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

6. 給付金・保険金などが支払われない場合について

- つぎのような場合には給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

- ・責任開始期(日)より前の病気・ケガの場合
- ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
- ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- ・給付金・保険金などを詐取る目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ・免責事由に該当した場合 など

7. 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

- 保険料は払込期限内にお払込みください。なお、払込期限内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。ただし、一部の商品については、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。

- 効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内(保険種類によっては3年以内)であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらかじめ告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

8. お申込みのご契約が更新型、または更新型の特約が含まれている場合

- 更新後の保険・特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

9. 解約と解約払戻金について

- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
- 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なります)
- 保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

10. 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。(「9.解約と解約払戻金について」をご参照ください)
- ・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ・新たな保険契約については、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります

お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、「パンフレット」「契約概要」や「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

11. ご契約内容の見直し方法について

●ご契約内容を見直す場合、つぎの見直し方法があります。

| | 特徴 | しくみ | 保険料 |
|---------|--|---|--|
| 特約の中途付加 | 現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。 | 現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 | 特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。 |
| 追加契約 | 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。 | 現在のご契約は継続します。 ご契約は2件になります。 | 新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただけます。 |
| 条件付解約 | 現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容を充実させることができます。 | 現在のご契約は消滅します。(*) ご契約は1件になります。 | 新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。 |

(*）新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- 「契約変更制度」(＜特約MAX＞<特約MAX21>10年タイプから<特約MAX><特約MAX21>終身タイプへの変更)をご利用いただける場合があります。
- 保険料はどの方法を利用するかによって異なります。
- ご契約の形態によっては特約を付加できない場合があります。
- それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により所定の条件を満たすことが必要となります。ご契約の種類によっては、ご利用できない方法もあります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

その他重要事項

個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

●プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

12. 給付金・保険金などのお支払手続きに関する留意事項について

●お客様からのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについてもすみやかに当社コールセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかにお受け取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認ください。

●支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

●給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

●被保険者が受取となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、保険種類によっては、同居のご親族などが被保険者に代わってご請求いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

13. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。

●当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。か生命保険契約者保護機構にお問い合わせください。

14. お客様からの照会・苦情・相談などのご連絡先

●保険に関する苦情・相談・確認などありましたら、当社募集代理店または当社窓口でお受けいたします。

●この商品に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ、お申込みは
(募集代理店)

◎記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。

(引受保険会社)

Aflac

アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

コールセンター 0120-5555-95

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。